

校則検討委員会の設置について

指導支援部

1、内容

- ・運営委員会構成員および児童生徒会本部担当、補導主任による検討、児童生徒会主催の学園総会で出てきた要望をもとに、校則改正の検討を行う組織として、校則検討委員会の設置を行う。

2、委員会構成員

- ・教職員（運営委員会メンバー・児童生徒会本部チーフ・補導主任）
- ・児童生徒会本部役員（10名）

3、校則改正までの流れ

- ①6月19日（金）～7月3日（金）校則検討委員会教職員による現行校則の見直し
→学年会や本部係会などで意見を集約したうえで、
検討すべき項目に優先度をつけてチェック
※校則に明記されていないルールについても検討対象
- ②7月 6日（月）～10日（金）学園総会で出た要望も含め、指導支援部にて集約
→検討項目を決定
- ③7月16日（木）or17日（金）児童生徒会本部臨時定例会にて、検討項目を周知
（紙面にて）
- ④9月 2日（水）第1回校則検討委員会実施
- ⑤9月 9日（水）第2回校則検討委員会実施
- ⑥9月28日（月）企画委員会にて、改正案を再度検討
- ⑦9月29日（火）生徒指導委員会にて、改正案を再度確認
- ⑧11月5日（木）12日（木）運営委員会および職員会議にて、全教職員に周知
学園長の承認
※児童生徒会会則の改正には学園総会での承認必要だが
校則改正には必要なし。
- ⑨児童生徒会新本部役員 全学園生に周知
- ⑩全学園生への周知後 学園HPに掲載

4、検討会日時

- ・全2回（放課後に1時間程度）の予定（次年度以降も必要に応じて継続予定）
- ① 9月 2日（水） 16:00～
- ② 9月 9日（水） 16:00～

5、検討会 会場

- ・会議室

6、その他

- ・検討、作成した校則案については、生徒指導委員会・企画委員会で再度検討する。
- ・上記の委員会、学園長から承認された新校則案は、職員会議で全教職員に提案する。
- ・校則の改正が決定した場合は、児童生徒会本部より全学園生へ報告する。
- ・次年度以降も、社会の情勢に合わせて、校則の見直しを図ることを継続する。

校則改正までの流れ

校則検討委員会 教職員による現校則見直し + 学園総会での要望



指導支援部による意見集約・**検討項目の決定**



児童生徒会本部学園生へ検討項目の周知



校則検討委員会 検討会（2回）



校則改正案の決定



企画委員会および生徒指導委員会による確認



11月 運営委員会および学園長による改正案の承認



職員会議にて教職員への周知 + 学園生への周知



学園 HP への掲載